

すまいのひろば

2024年4月 発行

《発行》小笠原支庁土木課住宅担当

東京都小笠原村父島字西町

TEL04998-2-2169

小笠原住宅では、ペットの飼育は禁止しています



飼い主にとっては可愛いペットでも、さまざまな事情で可愛いでは済ませられない人がいます。

小笠原住宅は公共の住宅のためペット飼育不可となっており、ペットを飼育した場合は契約違反で退居を求められることがあります。

①音や臭い、アレルギーの問題

アパートは多くの住民が共同で暮らす場所です。ペットの飼育は、騒音や臭いなどの問題や、犬や猫のアレルギーを持つ方に対して健康被害を与える可能性があります。ペットは飼い主さんにとっては心の支えになる一方で、周囲の人に不快感や被害を与える可能性を無視できないことをご理解ください。

他の入居者の方は上記のリスクが無いものと認識して入居されております。



②建物の維持と修繕の問題

ペットは建物の設備に悪影響を与えることがあります。例えば、爪で床や壁を傷つけたり、臭いが部屋にしみつくなどの問題があります。民間のペット可物件ではそうした破損への修繕費用を見込んで、毎月の家賃や保証金が高く設定されています。小笠原住宅は一般の住宅よりも低い家賃設定となっておりますので、そこまでの保証はできません。



③ペット飼育に適した設備・環境ではない

小笠原住宅は、ペットの飼育に適した設備ではないため、動物愛護の観点からもペットを飼育すべきではありません。

民間のペット可物件では、ペットや飼い主、他の居住者さんにとっても快適に過ごすための工夫がされています。例えば、十分な換気性を確保したり、玄関にペットの足洗い場やリードフックを設けたりしています。大切な家族の一員であるペットのためを思っても、小笠原住宅でのペット飼育は適切ではありません。

④今飼っているペットはどうすればいいのか？

考えられる方法として、小笠原住宅以外に居住する知人に引き取ってもらうことや、インターネットの地元掲示板などを利用して里親を探すことをお勧めします。普段は別々に暮らすこととなりますが、島内で引き取り手を見つけられればお互いの家も近く、週末に会いに行くことができます。

なお、自宅で飼えないからと言ってペットを捨てるのは、小笠原村の条例で禁止されております。

根拠規定

小笠原住宅でのペット飼育禁止は、以下の条例等で規定されています。

・小笠原住宅条例 第16条第3項

「使用者は、小笠原住宅への危険物の持込み又は動物の飼育その他の行為により、他の使用者の生活の安全若しくは平穩を害し、又は共同生活の秩序を乱してはならない。」

また、すまいのしおり P6 「4 小笠原住宅で禁止されていること」においても、「動物の飼育禁止」が定められています。

小笠原住宅敷地内での駐車について

住宅敷地内の車両放置について

最近、小笠原住宅敷地内にて、駐車場以外の場所に自動車や原動機付自転車などの車両が放置されていることを確認しております。そのほとんどが故障した状態であり、使用されていないものと思われます。

小笠原住宅では、駐車場以外の場所での駐車を禁止していますので、車の持ち主の方は速やかに車両の移動または廃棄をお願いします。

住宅敷地内の駐車場利用について

たびたびお願いしておりますが、小笠原住宅敷地内の駐車場には、1住戸につき1台までの駐車をお願いします。住宅内駐車場には限られたスペースしか無いため、家庭用車両以外の事業用車両や廃棄車両等を置く余裕はございません。

皆様が安全で快適に暮らせるよう、引き続きご協力をお願い申し上げます。